藤沢市役所の連絡先 ☎0466 (25) 1111 (午前8時~午後9時、年中無休)、0466 (25) 1114 (左記の時間以外)、№ 0466 (24) 5928

くらしの情報ガイド

明記のないものは…

●先着順 ●受け付け=平日午前8時30分~午後5時(休所日を除く) ●申し込み不要 ●費用は無料 ●持ち物はお問い合わせください

※電話番号などは間違いのないようおかけください



催しつづき

●認知症藤沢のつどい・講演会

6月23日(□○午前10時~正午…認知症家族・介護者の交流会◎午後1時~3時…講演会「認知症の理解と対応」〈講師=(公社)認知症の人と家族の会神奈川県支部代表杉山孝博氏〉。ともに市役所本庁舎。申閲5月27日(□)~6月17日(□)に電話で高齢者支援課☎内線3285、№(50)8412へ。

●在宅介護者の会「ほほえみの会」

6月18日以午前11時~午後0時30分。市役所本庁舎。 介護に関する情報交換と介護者同士の交流。申問電 話で高齢者支援課☎内線3285、™(50)8412へ。

●第49回太陽の家まつり

6月8日仕午前9時40分~午後3時。太陽の家。消防音楽隊による演奏、飲食販売、ステージほか。 週太陽の家☎(33)1411または障がい者支援課☎内線3292、 (25)7822。

●病院のお仕事体験ツアー

7月28日 (日) 午後1時30分~4時30分。市民病院。院内を回り病院のさまざまな機能を学ぶ。24組(1組2人、抽選)。※対象や申し込み方法など詳細は、市民病院のホームページへ。固病院総務課☎(25)3111、風(25)3545。

◆令和6年能登半島地震チャリティーコンサートPart3

5月29日 め午後7時~7時30分。新堀ライブ館。 間内 山☎080 (5188) 3051または文化芸術課☎ (23) 2415、 № (25) 1525。

◆第12回震災復興支援コンサート in ふじさわ

6月29日出午後1時30分~3時30分。市民会館。**費**500 円。 問荒井☎080 (3018) 8191または文化芸術課☎ (23) 2415、 **(25)** 1525。

◆金管アンサンブル ホルン四重奏の魅力

6月1日出午後1時~2時10分。藤沢リラホール。 3000円(学生は2000円)。 町湘南コンサートの会事務 局 2080 (7383) 7617へ。 間同事務局または文化芸術 課 2(23) 2415、 M (25) 1525。

●第16回親水公園まつり

6月8日出午前10時~午後3時。※雨天時は9日日。引地川親水公園。子ども向けイベント、キッチンカーの出店、福祉バザー、動物ふれあい体験ほか。※公共交通機関をご利用ください。間(公財)藤沢市まちづくり協会 (46)7788、風(46)2233。

●認知症・未病・介護予防eスポーツ・体幹トレーニング体験会~頭と身体を使っていつまでも健康に!

6月15日出午前10時30分~午後1時。市役所本庁舎。 市内在住・在勤の65歳以上の方30人。 **申電話するか、** 氏名・電話番号・年齢をEメールで(特非)トリトン 藤沢スポーツクラブ☎050 (5317) 3074、 ☆ triton@tri ton-fujisawa.orgへ。 **問**同クラブまたは高齢者支 援課☎内線3285、 **M** (50) 8412。

●藤沢地名の会地名探訪「初夏の御所見北を歩く」

6月21日金、25日以午前10時。※雨天時は28日金。各日30人。**週**700円(会員は200円)。**申**6月10日月~17日月に布施**☎**070 (9040) 2614へ〈午前9時~午後5時〉。 **週**布施または郷土歴史課**☎**内線5313、**風** (50) 8432。

自転車等放置禁止区域の お知らせ

市では、「藤沢市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、安全で住みよい生活環境を保持することを目的としたまちづくりを進めています。同条例では市内9駅周辺を重点区域として「自転車等放置禁止区域」に指定しています。同区域内の道路・公園で公共が管理している場所に放置された自転車やバイクは、条例に基づき警告し、移動・保管します。間い合わせ 道路河川総務課本内線4414、風(50)8422

●自転車等放置禁止区域は次の駅周辺です

藤沢・辻堂・湘南台・六会日大前・長後・鵠沼海岸・善行・片瀬江ノ島・藤沢本町 ※同区域外の公共の場所に放置された自転車なども、通行や緊急活動の支障と なる場合は、条例に基づき警告し、移動・保管します

●放置とは

自転車などが駐車を認められた場所以外の公共の場所に置かれ、かつ利用者が 自転車などから離れているため、すぐに当該自転車などを移動することができな い状態をいいます。短時間の買い物などでも条例による移動・保管の対象になり ます。

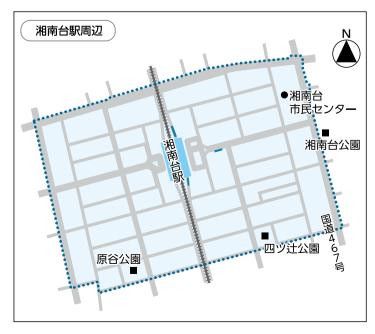
●移動・保管について

放置された自転車や125cc以下のバイクは、条例に基づき警告し、保管所へ移動します。移動した自転車などは、保管所で保管し、返還の際には移動・保管などに要した費用の一部(自転車2100円、バイク4200円)を徴収しています。

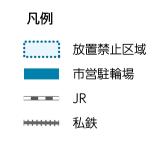
自転車などを適切に利用し、歩行者などの安全かつ円滑な通行の確保を図るため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

●自転車等放置禁止区域図









他の駅の自転車等放置 禁止区域の詳細は、市の ホームページの道路河川 総務課のページへ

